

災害時における応急対策業務に関する協定

旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町及び幌加内町の上川総合振興局管内市町村（以下「甲」という。）と上川地方建設業協会連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- (1) 緊急人命救助に伴う障害物の除去のための業務
- (2) 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- (3) 河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- (4) 緊急パトロール業務
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急業務

2 乙の所属会員等は、前項に規定する業務に従事するに当たり、必要がある場合については、警察官、消防職員等と連携し、従事者の安全を確保した上でこれを行うものとする。

（要請）

第3条 甲のうち、業務等のため、乙の所属会員等が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の協力が必要と認める市町村（以下「要請市町村」という。）は、乙に対し、別紙様式1の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務の内容
- (2) 協力を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者

(5) その他必要事項

2 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときには、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

3 本条は、要請市町村が直接企業等へ要請することを妨げるものではない。

(会員等への通知)

第4条 乙は、要請市町村から前条の要請があったときは、直ちに乙の所属会員に対しその旨を通知するものとする。

2 乙は、前条の要請に基づき協力派遣する会員（以下「派遣会員」という。）を決定したときは、速やかに要請市町村に連絡するものとする。

3 乙は、派遣会員が要請市町村の区域に存しない会員である場合は、派遣会員が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

4 前条第3項において、要請市町村の区域に存しない企業等へ直接要請した要請市町村は、その企業が存する甲の市町村にその旨を通知するものとする。

(活動の報告)

第5条 派遣会員は、第2条に規定する業務が完了したときは、速やかに別紙様式2号により要請市町村に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条の要請に基づく派遣会員の活動に要する費用は、要請市町村が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

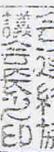
第7条 要請市町村は、乙から第4条第2項に規定する通知を受けたときは、要請市町村の規程に基づき、必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、要請市町村及び派遣会員が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。



(他の協定等との関係)

第10条 甲と乙又は乙の所属会員がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 甲又は乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(情報の共有)

第12条 甲又は乙は、この協定の適正な運用を確保するため、平素から資機材の保有状況など必要な情報の共有に努めるものとする。

(災害情報の提供)

第13条 乙及び乙の所属会員等は、諸活動中に把握した災害の情報を、積極的にその災害の情報に関係する甲の市町村に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第14条 要請市町村は、第3条の要請に当たり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り要請市町村へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するために、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいずれからも申し出がないときは、更に1年間覚書を自動的に更新し、以後についても同様とする。

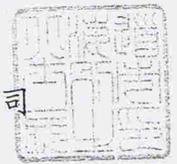
この覚書を証するため本書24通を作成し、甲の市町村長及び乙の代表者が記名押印の上、各自1通を保有し、乙の代表者は、乙の会員に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年10月30日

甲 旭川市 旭川市長 西川将人



士別市 士別市長 牧野勇司



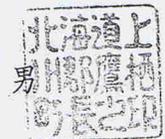
名寄市 名寄市長 加藤剛



富良野市 富良野市長 能登芳昭



鷹栖町 鷹栖町長 谷寿男



東神楽町 東神楽町長 山本



当麻町

当麻町長

菊川 健



比布町

比布町長

伊藤 喜代志



愛別町

愛別町長

前佛 秀



上川町

上川町長

佐藤 芳



東川町

東川町長

松岡 市郎



美瑛町

美瑛町長

浜田



上富良野町

上富良野町長

向山 富



中富良野町

中富良野町長

木佐剛



南富良野町

南富良野町長

池部

彰



占冠村

占冠村長

中村

博



和寒町

和寒町長

奥山

盛



剣淵町

剣淵町長

早坂

純



下川町

下川町長

谷

一

之



美深町

美深町長

山口

信

夫



音威子府村

音威子府村長

佐 近



中川町

中川町長

川 口 精 雄



幌加内町

幌加内町長

細 川 雅 弘



乙 上川地方建設業協会連絡協議会
会 長

川 島 崇

